日本の
ひなた
宮崎県

ネットワークで明日に繋ぐ！
「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業（H28）取組事例集
～安心して地域に住み続けられる仕組みづくりを目指して～

平成30年2月
宮崎県総合政策部
中山間・地域政策課

はじめに

この事例集は、宮崎県が平成２８年度に実施した「ネットワークで明日に繋ぐ！『宮崎ひなた生活圏』モデル構築事業」で支援した県内3地域の取組を紹介するものです。

（※事例集に記載している内容や制度は、平成29年12月時点のものです。）

事業の基本的な考え方（イメージ）

この事業では、中山間地域等を中心に、今後、本格的な人口減少社会が到来することを踏まえ、基幹的集落（公共・生活サービスが集積された旧市町村の中心部等）と周辺集落で一体的に形成された生活圏の中で、「多様な主体の参画」（ひとのネットワーク）と「新たな交通・物流ネットワークの構築」（むらのネットワーク）の2つを軸に、住民が地域で安心して住み続けられる「宮崎ひなた生活圏」のモデルづくりを目指しました。

(1) 「多様な主体の参画」（ひとのネットワーク）とは何か？

「多様な主体の参画」（ひとのネットワーク）とは、これまで地域で個別に活動していた自治会・自治公民館、地域団体、ＮＰＯ、民間企業などの様々な主体が、地域の課題を共有し、その解決に向けて連携して取り組むことを言います。

①参画の場づくり
- 外部専門家の招聘
- 意見交換・ワークショップ・先進地視察

②住民主体の取組の普及啓発
- 研修会・勉強会などを通した啓発
- 広報・PR活動

③地域課題を「見える化」するための調査
- アンケートやヒアリング調査
- 交通や物流の調査

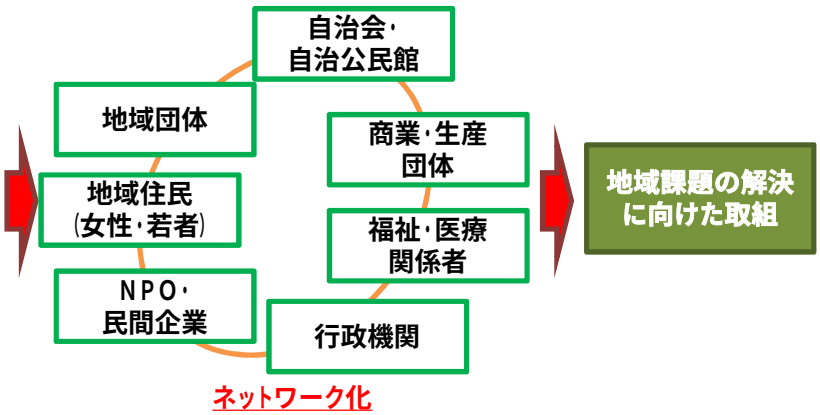

(2) 「新たな交通・物流ネットワークの構築」（むらのネットワーク）とは何か？

「新たな交通・物流ネットワークの構築」（むらのネットワーク）とは、商店などの生活サービスが集積した基幹的集落と、周辺集落との「ひと」や「もの」の流れを生み出す新しい交通や物流の仕組みづくりを行うことを言います。

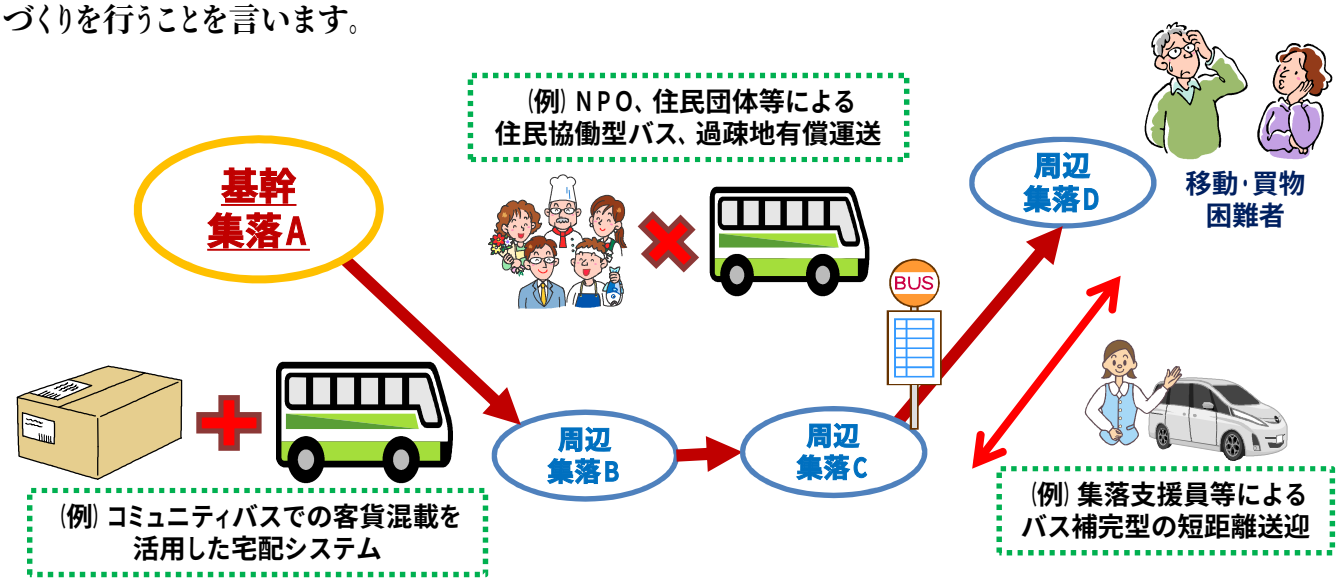

紹介事例～県内他地域のモデルとなる３つの取組～

住民協働型バス「庄内ふれあい号」（都城市庄内地区）

住民や各種団体でつくる「庄内地区まちづくり協議会」がコミュニティバスの運行を自ら担う住民協働型バス「庄内ふれあい号」の取組

→ 詳しくは、3ページをご覧ください。

コミュニティバスを活用した宅配システム「カリコボーズのホイホイ便」（西米良村）

村営コミュニティバスを活用して宅配物を運ぶ村内宅配システム「カリコボーズのホイホイ便」の実現に向けた取組

→詳しくは、5ページをご覧ください。

山間部の維持・活性化に向けた取組（椎葉村）

①「地区計画」の具体化に向けた取組

住民が話し合い地区計画を定めた村内10地区のうち、一部のモデル地区での研修会やワークショップ等を通じた計画具体化に向けた取組

② 集落支援員による高齢者の地区内移動支援や庭先集荷

集落支援員が高齢者の見守り等とあわせ、高齢者を地区内の商店・バス停等まで運ぶ移動支援や余剰農作物を庭先集荷する取組

→詳しくは、7ページをご覧ください。

1　住民協働型バス「庄内ふれあい号」　都城市庄内地区

平成28年度ネットワークで明日に繋ぐ！「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業

この事例は、地区住民や各種団体でつくるまちづくり協議会が、公共交通空白地区の解消という地域課題の解決に向け、市と協働でコミュニティバスの運行を行う県内初の取組です。

1 経 緯

○都城市庄内地区（H27国勢調査人口7，436人、3，041世帯）では、平成22年に、地区住民や地区内の各種団体が参画した「庄内地区まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）が設立されました。

○平成26年3月に都城市が地域公共交通総合連携計画を策定する過程で、庄内地区の交通網の人口カバー率が市内最低値（46.5%/市平均76.4%）であることが明らかとなり（右の図を参照）、同年5月に協議会の健康福祉部会を中心に検討が進められることになりました。

協議会では、先進事例の収集や県外視察を実施するとともに、地区の民生児童委員の協力の下、地区内の移動困難者を地図上に整理するなど、コミュニティバスの導入に向けた検討が進められてきました。

○平成28年度に、住民協働によるコミュニティバスの運行に向けて、市の地域公共交通会議で交通事業者や行政機関との協議等を行い、同意を得た上で、実証運行を行うことが決定されました。

2 特 徴

○住民協働型バス「庄内ふれあい号」は、コミュニティバス（道路運送法第78条第2号の市町村有償運送）の運行を、市が協議会に委託するものです。路線バスの運行経路やダイヤなどは、協議会と市と協議の上で設定されており、車両の運転も資格要件を満たす地域住民が担っています。

都城市 → 庄内地区まちづくり協議会 → 地区住民

【実証運行の内容】　委託（車両は市有車）　サービス提供（会員制）

・路線・・・・・・・・・・庄内地区公民館を拠点とした4路線（2路線は地区隣接の温泉施設まで運行）
・営業日・便数・・・祝祭日を除く月・火・水・木曜日で1日4便
・乗降・・・・・・・・・・路線バスと競合する区間はバス停で乗降。その他区間は、フリー乗降。
・運賃等・・・・・・・・会員制　500円／月

○通常、コミュニティバスは、市町村が直営ではない場合、事業免許を持つ民間事業者に委託されます。今回は、市内の交通事業者の同意を得た上で、協議会に委託されています。協議会では、安全な運行を行うことができるよう、自家用自動車管理業としての体制づくりを行っています。

○住民協働型バスの実証運行と併せて、地区住民の路線バス利用の促進を図るため、県、市、路線バス会社で連携して、バス活用パンフレットの配布や住民モニター調査を実施しました。

3 県の支援

1　庄内ふれあい号の実証運行

庄内ふれあい号の実証運行を支援しました。

2　運行拠点・車両等の整備

運行拠点として地区公民館に車庫や無線機等を整備するとともに、車両（2台）の導入を支援しました。

3　路線バスのモニター調査と利用促進

路線バス（2社）のモニター調査や利用促進のためのパンフレット作成等を支援しました。

実証運行

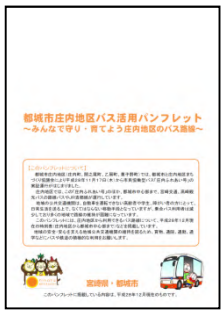

路線バス利用促進パンフレット

4 取組の成果

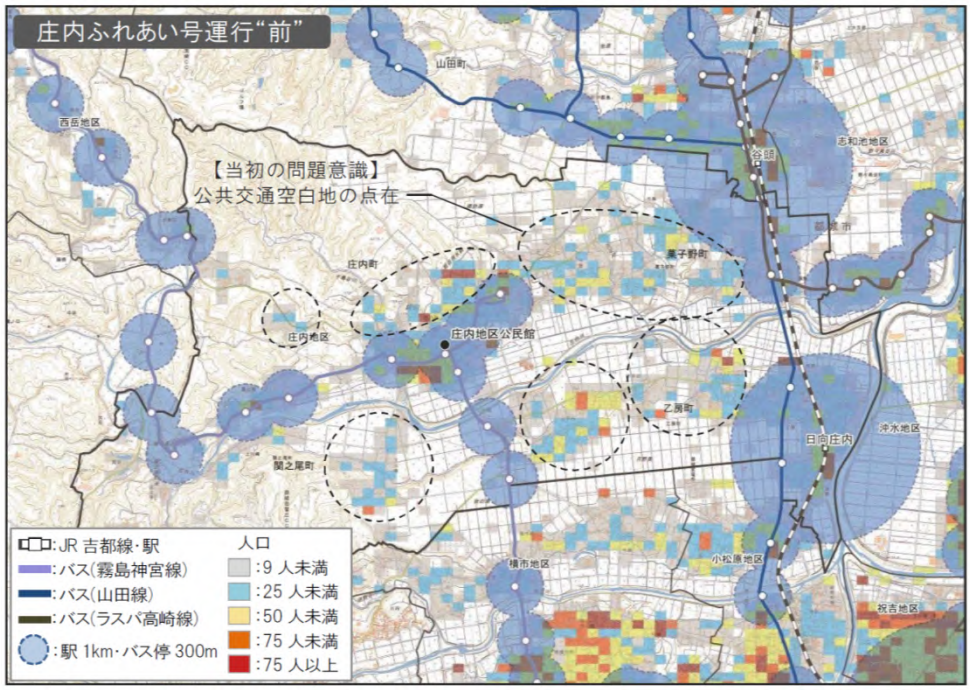

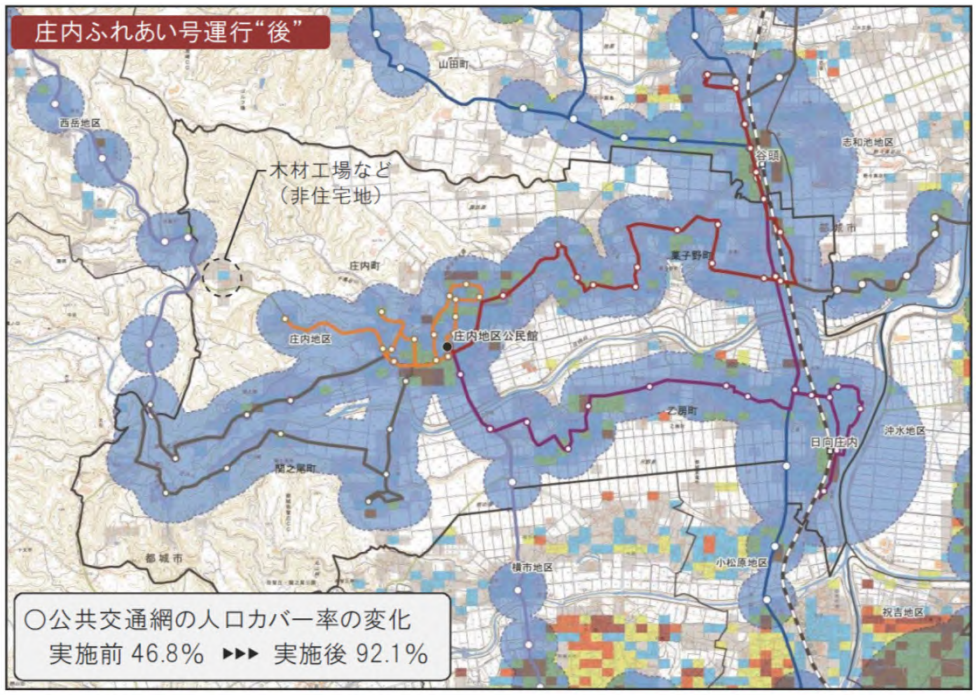

○実証運行では、住民の移動ニーズ等を踏まえたきめ細かな路線やダイヤの設定などにより、開始から2ヶ月弱で利用人数の累計が500名を達成しました。

○また、路線バスについてはモニター調査の結果、バス停の位置は住民に知られている一方で、バスの運行経路やダイヤ等が十分に知られていないことや、普段バスを利用していない方であっても、実際にバスを利用してもらうと、運行経路やダイヤへの不満は少なく、バスへの印象も良くなったこと等が分かりました。

【このような取組を進める上での留意点】

○住民協働型バスの運行にあたっては、地域住民、交通事業者、行政機関の間で、しっかりとした合意形成を図るとともに、住民ニーズの把握や運行の安全確保に向けた体制の構築が重要になります。

○また、路線バスなどの地域の公共交通機関について、ダイヤ等の周知や乗車体験等により利用の促進を図り、住民全体で地域の交通機関の維持に向けた取組を進めていくことが重要です。

2　コミュニティバスを活用した宅配システム「カリコボーズのホイホイ便」　西米良村

平成28年度ネットワークで明日に繋ぐ！「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業

この事例は、村営コミュニティバスに宅配物を載せる「客貨混載」により、村の中心部にある拠点施設から集落拠点まで荷物を運び、そこから各家庭までを住民団体等が配達する国内初の宅配システムです。

1 経 緯

○西米良村小川地区（H27国調人口75人、43世帯）は、村中心部から車で約40分を要する遠隔地にあります。

○地区には、村設の観光施設「平成の桃源郷　おがわ作小屋村」があり、地区住民でつくる協議会が運営していますが、住民主体の地域づくりの先進事例として全国的にも有名な地域です。

○小川地区では、郵便配達員が地区の高齢者の見守りや買物支援等で重要な役割を果たしていることが、大学の研究者等の調査で明らかとなっていましたが、配達員が引退した後の高齢者支援等が課題となっていました。

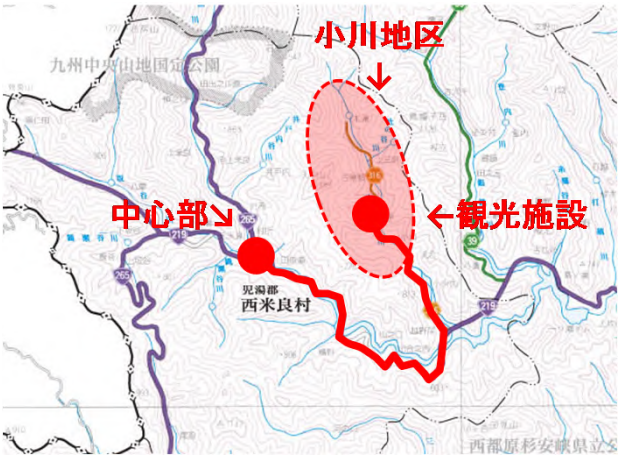

○西米良村では、ヤマト運輸と宮崎交通が連携し、平成27年度に同村と西都市を結ぶ路線バスでの「客貨混載」の取組が西日本で初めてスタートしましたが、この取組とは別に、同年、村が国土交通省のモデル事業を活用し、村営コミュニティバスの客貨混載を活用した宅配システムの構築に向けて、宅配業者、バス会社、地域団体、行政機関が連携した協議会を立ち上げ、新聞（第三種郵便物）配達の実証、物流の調査、実施に向けた課題の洗い出しを行いました。

○市町村営コミュニティバス（市町村自家用有償運送）では、これまで地域再生法などに基づいた計画を策定しなければ客貨混載が認められていませんでしたが、現在は、道路運送法上の許可を受けた場合に、その実施が可能となりました。

2 特 徴

○西米良村が目指す村内宅配システム「カリコボーズのホイホイ便」は、具体的には、次のような手順で宅配物を運ぶものです。（※H28実証運行時点のもの）

①村外から小川地区に配送予定の民間宅配事業者の宅配物は、村中心部のバスターミナルから小川地区の観光施設まで村営コミュニティバスへの客貨混載（道路運送法第78条第3号による許可）により共同配送

②小川地区の観光施設まで運ばれた宅配物は、施設を運営する住民団体等（軽貨物運送業として届出）により地区内の各家庭まで配送

○村は、宅配業者から、各家庭までの貨物の輸送を受託し、その対価の支払いを受けることで宅配システムの維持・継続を図ります。

○西米良村では、今後、従来、貨物の共同配送では行われてこなかったクール便（冷蔵・冷凍便）の宅配物輸送や、各社の提供する代金引き取りサービスなどへの対応も目指しています。

3　県の支援

1　事業者間の合意形成支援と事業構想の策定

平成27年度に行われた国土交通省のモデル事業で洗い出された課題を踏まえ、次の業務をコンサルタントに委託しました。

① 交通･物流事業者、村内関係団体、行政機関、外部専門家等が参加した協議会の開催
② 運行ダイヤ等の配送計画、ロゴマーク、制服デザイン等の策定
③ 自家用有償運送の客貨混載に係る運輸局への申請書、運送約款等の策定
④ 各社で条件が異なるクール便（冷蔵･冷凍便）の温度管理、事故発生時の賠償額等のサービス水準の調整

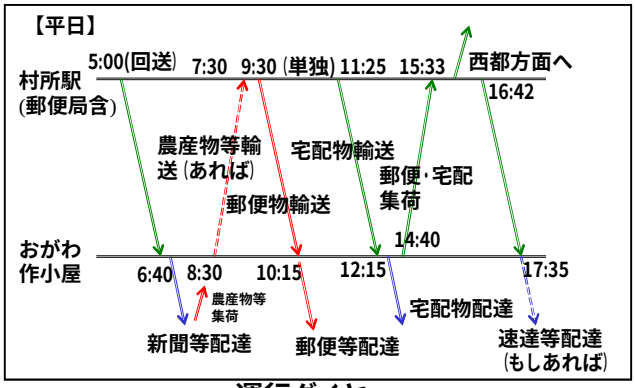

運行ダイヤ

住民用ＰＲチラシ

ロゴマーク

2　クール便輸送を含む客貨混載の実証運行

宅配システムについて、クール便を含む宅配物を運ぶ実証運行を支援しました。

3　配送拠点の整備

荷捌き拠点として、村中心部の観光拠点･バスターミナルに冷蔵･冷凍施設等の整備やクール便用保冷機材の導入を支援しました。

制服

保冷バック

実証運行

冷蔵･冷凍庫

4　取組の成果

○クール便の輸送を含む村内宅配システムの実証を行い、その有効性を確認するとともに、村内宅配システムの構築に不可欠な事故発生時の損害賠償の限度額やクール便の温度管理の在り方について事業者間の合意形成を行うなど、主要な課題の解決を図ることが出来ました。

○その一方で、事業者ごとに配達体制が大きく異なる中で、一地区限定での取組では事業者側のメリットが生まれにくいため、小川地区での取組の成果を見ながら、更なる取組の拡大などの検討を進めていく必要があります。

【このような取組を進める上での留意点】

○過疎地域等における物流効率化など、民間を含めた地域での生活サービス維持の取組を進めていく場合には、行政機関と関係事業者が課題の共有を行う「場」の設定や、研究者やコンサルタント等の外部専門家等の協力も不可欠となります。その中で、関係者の合意形成を図るうえで納得が得られるデータの収集などが必要になります。

○これまでに例のない取組は、単年度での体制づくりは困難であることから、長期的な目標と併せて単年度での達成目標を定め、その実現に向け少しずつ着実に取組を進めていくことが重要です。

3　山間部の維持・活性化に向けた取組　　椎葉村

平成28年度ネットワークで明日に繋ぐ！「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業

この事例は、山間地で地区ごとに住民主体の地区計画を策定し、住民主体の地域活性化に取り組み、集落支援員を活用した地域ごとの生活支援等の構築を図る椎葉村の取組です。

1　経　緯

○椎葉村は、(旧)小学校区単位で10の自治公民館に分かれており、地区ごとに人口、地理的環境が大きく異なっています。

○椎葉村では、平成28年に松尾地区(H27国勢調査人口513人、215世帯)と栂尾地区(35人、19世帯)にモデル的に集落支援員が配置され、県の地域再生アドバイザー派遣事業なども活用しながら、集落支援員を活用した地域活性化等が検討されてきました。

[集落支援員とは]

集落に目配りをする者を市町村が委嘱する制度で、その配置や、集落支援員等を活用した集落点検・話し合いの実施等に係る経費が特別交付税措置されます。

○村では、平成28年度に国の地方創生加速化交付金を活用し、村内全10地区で、住民によるワークショップ(各5回)が開催され、県内・外の大学生等の協力も得ながら、地域の将来目標を定めた「地区計画」が策定されました。

取組みプラン　①食を中心とした生活サポート体制の構築

●本プランを立案した経緯

配食サービスを受けたい世帯や惣菜等が近所で買えるとよいと考える世帯は多いと思われる。

地区内のイベント時や観光客等、弁当に対するニーズは一定程度ある。

食事に対するサービスだけでなく、ちょっとしたお手伝いをしてくれるサービスがあればよいと考える高齢者は多いと思われる。

●本プランの概要

食事や日常的なお手伝いサービスを提供する組織を立ち上げ、地区内住民の生活をサポートする体制を構築する。

【住民が主体となって取り組むこと】
- 地域運営組織の設立
- 配食サービスや日常的なお手伝いサービスに対するニーズを把握する調査
- 地域運営組織で提供するサービス内容および提供体制の検討

【取り組むにあたっての課題】
- 地域運営組織の設立に向けたサポート
- 調理センターの整備
- 許認可の取得
- 集落支援員、社会福祉協議会との役割分担の明確化
- 事業が軌道に乗るまでの保障

スケジュール

		H28年度(12～3月)		H29年度（短期）		H30年度以降（長期）
①食を中心とした生活サポート体制の構築	地区住民の取組み	・配食サービスや日常的なお手伝いサービスに対するニーズ把握調査の実施 ・運営組織に参加するメンバーの検討 ・運営組織で提供するサービスの検討	公民館 組合長 運営組織への参加メンバー ※県事業として実施	・運営組織の設立（定款の検討） ・サポートサービスの提供体制の検討（自前で行うか、外部の企業等へ委託するか等） ・具体的なサービス内容の検討（例：配食メニュー、配達方法、料金等）	運営組織への参加メンバー	・必要な認可、免許等の取得 ・生活サポートサービスの提供開始
	行政の支援	・ニーズ把握調査のサポート（住民アンケートにおける住民ﾃｽﾄの提供等） ・運営組織の検討に関するワークショップのサポート		・運営組織の設立に当たっての会議のサポート ・提供体制の検討に当たって、人材募集のサポート ・調理センター整備の検討		・認可、免許等の取得に当たってのサポート ・一定期間の運営に対する補助 ・会計等、運営を行う上で必要となる専門知識を習得するための専門家派遣や講習受講等のサポート

地域計画の具体例

2　特　徴

1　「地域計画」の具体化に向けた取組

○地区計画については、村によって10地区で各5回のワークショップが開催され、地域住民とともに都市計画やまちづくりを専攻する県内・外の大学生も参加したワークショップが開催され、様々な視点から地域の長所や課題の再発見、地域の将来目標に向けたアイデア出しを経て、各地区の地区計画がまとめられました。

○このうち、今回の事業では、松尾地区と尾八重地区(65人、33世帯)の2地区を県のモデル地区に選び、「計画づくり」の段階から「実行」の段階へと移行するために、地域でどのような体制づくりや検討が必要なのかについて、それぞれ計3回にわたって、地域住民によるワークショップや外部講師を招いた研修会を開催しました。

ワークショップの様子

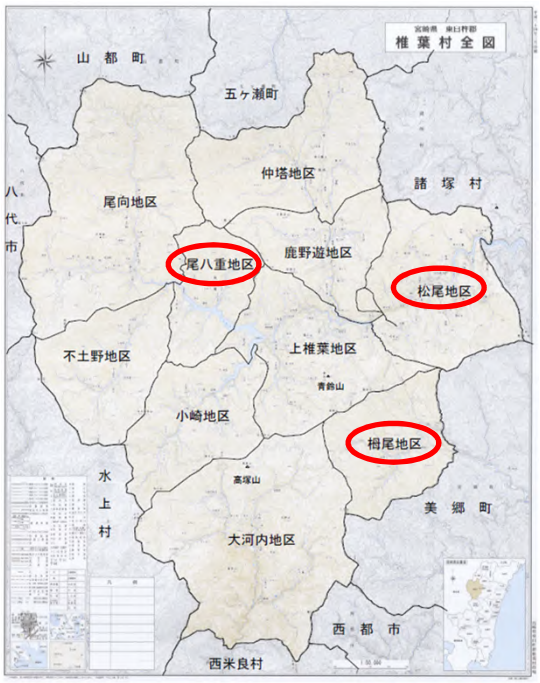

椎葉村内の10地区とモデル地区の位置

2　集落支援員による高齢者の地区内移動支援や庭先集荷

○松尾地区では、集落支援員が高齢者の見守り等とあわせ、高齢者を地区内の商店・バス停等まで輸送する移動支援を行いました。村には、日向市と村中心部を結ぶ路線バスや、コミュニティバスが運行されていることから、移動支援は地区内を限定とし、路線バスやコミュニティバスを補完する役割を果たしています。

また、栂尾地区では、集落支援員により運行されている福祉バス（無償）で、地域の高齢者が作る余剰農作物を庭先集荷し、村中心部の観光施設で販売する取組を行いました。

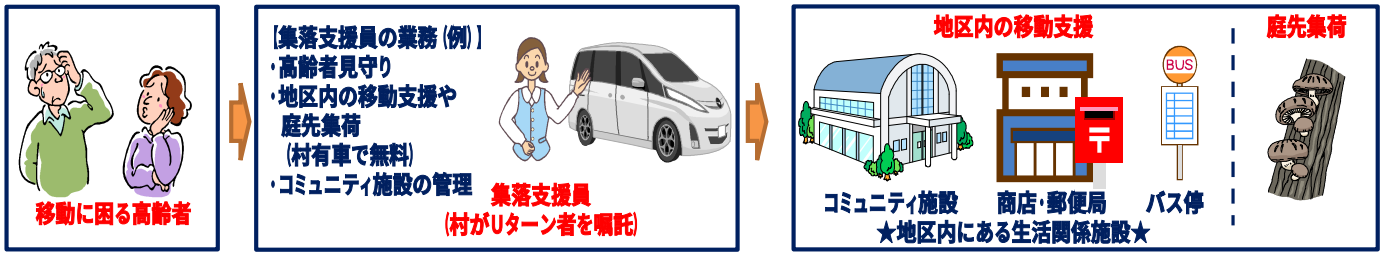

○なお、この事例では、村の集落支援員（嘱託職員）が、公用車を用いて行う無償サービスとしているため、道路運送法上の許可を要しません（※）が、村において事故発生時等に備え、必要な任意保険等に加入するなどの対応を行っています。

※参考：「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について」（平成18年9月29日、国土交通省旅客課事務連絡）

3　県の支援

1　地域計画の具体化に向けた取組支援

地区計画の具体化に向けた取組を支援するため、コンサルタントに次の業務を委託しました。

・ワークショップの運営や先進事例の実務担当者を招聘した研修会の開催（3回×2地区）
・地域のニーズ等を把握するためのアンケート調査

2　地区内移動支援や庭先集荷の実証運行・導入支援

・移動支援（※）や庭先集荷の実証運行の支援
・庭先集荷用の機材、移動支援のための車両の導入

※タブレット端末での予約システムの効果等も検証

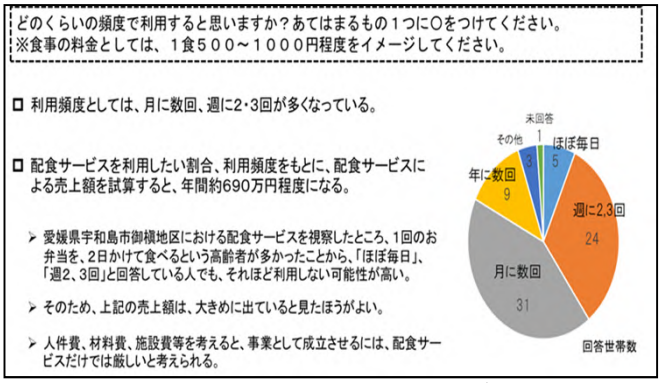

アンケート調査によるニーズの把握

4　取組の成果

○モデル地区では、ワークショップ等の終了後、地域で取組を進めていくための検討体制づくり等が進められています。

また、村では、モデル地区以外を含め地区計画の具体化に向けた住民主体の取組をソフト・ハードの両面から支援するための補助制度が創設されました。

○集落支援員の移動支援や庭先集荷については、高齢者の移動の利便性向上、所得の確保、家族等の負担軽減等につながるなど、その有効性が確認されました。

【このような取組を進める上での留意点】

○市町村が、地域住民に働きかけ、話し合い等の「場」の設定を行うことが重要です。また、地域での話し合いでは個人の発言力等には差があることから、コンサルタント等を活用し自由闊達な議論が行われるよう、効果的にワークショップ等を開催していく必要があります。

また、計画の策定後の住民主体の取組を、市町村が支援していく姿勢も重要になります。

○集落支援員の配置は、市町村によってばらつきがありますが、椎葉村のように地元出身で若手のUターン者等を専従として配置することは、地域活性化や雇用の確保といった観点からも大変有効です。

おわりに

最後に、この事例集にあるような取組を、お住まいの地域で進めていく場合のポイントなどについて紹介します。

1 「2つのネットワークづくり」を進める上でのポイント

(1) 「多様な主体の参画」(ひとのネットワーク) づくりのポイント

【ポイント1】「場」の設定

関係者が集う「場」の設定が重要です。市町村等が呼びかけを行い、出来る限り様々な分野から関係者の参加を促しましょう。

具体的には、地域の取組段階に応じて、次のような「場」の設定が考えられます。

①ワークショップ、研修会など (一時的な場)
②テーマ型協議会、研究会・勉強会など (短期的な場)
③小学校等の範囲で住民各種団体で作る地域自治組織など (恒常的な場)

【ポイント2】地域課題や将来像の見える化・共有化

地域の様々な関係者が、同じ方向を向いて取組を進めるためには、地域課題や将来像の「見える化」と「共有化」が必要です。

①課題を見える化・共用化する方法
　ワークショップを用いた地域課題を紙・地図への書き出し、アンケート調査での数値化　など
②将来像の見える化・共有化をする方法
　地域での合意形成等を踏まえた将来目標や計画の策定　など

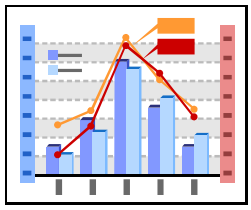

【ポイント3】外部人材の活用

大学等の研究者や、先進地の実務家、コンサルタント等の外部専門家をアドバイザーとして活用したり、地域外からのボランティア等を受け入れることで、新たな視点を取り入れたり、活動に幅を持たせることが重要です。

(2) 「新たな交通・物流ネットワーク」(むらのネットワーク) の構築のポイント

【ポイント1】公共交通機関の活用と維持

最初に、地域にある路線バスや鉄道、タクシー、コミュニティバス等の交通機関の有効活用を図ることが重要です。その上で、利用状況や住民ニーズを正しく把握し、地域に不足しているものをしっかりと見極めましょう。

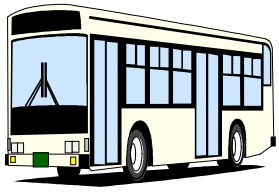

【ポイント2】関係機関への相談

交通・物流サービスは、安全で確実な運行を確保するため法律等での規制があり、正しい理解がないまま取り組みを始めると、事故等が発生した時に、住民間の良好な関係を損ねる恐れがあります。取組を始める前に、必ず、国や市町村等の担当部局に相談することが必要です。

【ポイント3】新たな仕組みやIT技術の有効活用

交通･物流を取り巻く環境は、日進月歩です。地域やＮＰＯ等が交通の担い手となる過疎地有償運送等が制度化されているほか、バスで貨物を運ぶ客貨混載も、対象範囲が拡大されています。

また、ITタブレット端末等を使った高齢者とドライバーとのマッチングシステムなども既に実用化されています。

このような、地域にこれまでなかった新たな仕組みや技術等の活用を図る視点も重要です。

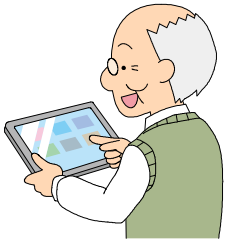

2　この事例集にあるような取組を進める上で活用できる支援制度について

今回の事業では、これから中山間地域等の維持･活性化に取り組んでいく上で、県内の様々な地域で参考としていただけるような意欲的な取組を支援しました。

「宮崎ひなた生活圏」は、現在、国が進めている「小さな拠点」の形成や「地域運営組織」づくりに対応した取組になります。この事例集で紹介しているような取組を、お住いの地域で進めていく場合には、その内容に応じて、国庫補助事業などが活用できる場合がありますので、下記までお気軽にご相談ください。

【発行】　宮崎県総合政策部　宮崎県中山間･地域政策課
〒880-8501　宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
Tel 0985-26-7036　Fax 0985-26-7353
(平成30年2月13日　第1版)